

（運行記録計）

**第56条** 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第48条の2並びに細目告示第73条、第151条及び第229条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

イ 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの

ロ イの自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

二 前号の自動車に備える運行記録計は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 24時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。

（1）すべての時刻における瞬間速度

（2）すべての2時刻間における走行距離

ロ 運行記録計の瞬間速度の記録の誤差は、平坦な舗装路面で速度35キロメートル毎時以上（最高速度が35キロメートル毎時未満の自動車にあつては、その最高速度）において、正15パーセント、負10パーセント以下であること。

2 次に掲げる運行記録計については、別添89「運行記録計の技術基準」の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第2号）による改正前の別添89「運行記録計の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

一 令和10年8月31日以前に製作された運行記録計

二 令和10年9月1日以降に製作された運行記録計であつて、令和10年8月31日以前に法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた運行記録計

三 令和10年8月31日以前に製作された自動車に備える運行記録計